

前回協議会の確認事項

	意見	対応
1	空き家の所有者が亡くなつて相続が発生する場合、所有者をどの段階で確認するか。また、相続がまとまつていない場合をどのようにするか。	課税証明書で所有者を確認する。 空き家バンクに登録する前に宅建業者と協議し、明確にしてもらう。
2	反社会的勢力を除外する規定は入れるか。	要綱に入れました
3	未登記の場合、床面積の算出方法は。	課税されていれば、課税証明書の面積を記入する。確認申請があれば、その面積を記入する。それもなければ、宅建業者と協議する。
4	立入調査について、立会人なしに行えるのか。	法9条により所有者の承諾なしに立入調査を行うことができる。ただし、立入調査は、必要最小限度の範囲で行うべきであり、立入調査を行おうとするときは、所有者等に5日前までに通知しなければならない。所有者等と連絡が取れた場合は、所有者等の立会いを得ることは、立入調査を円滑に実施することができ、対応の早期決定につながるので有用であるが、立会人がいない場合は、外部からの調査のみとする。
5	併用住宅を対象とするか。	面積割合に関わらず、併用住宅は、対象とする。